

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 9月10日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 調達件名 | 3次元眼底像撮影装置一式外2点 |
| (2) 調達物品の特質等 | 入札説明書及び仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日～平成30年11月30日 |
| (4) 履行場所 | 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地 国立療養所宮古南静園 |
| (5) 入札方法 | |

落札者の決定は、最低入札価格落札方式をもって行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2. 競争参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)において、厚生労働大臣官房会計課長から「物品の販売」でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有している者であること。
- ④ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- ⑥ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ⑦ その他予算決算及び会計令第73条の規程に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- ⑧ 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員制度、国民年金労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- ⑨ 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- ⑩ この入札書の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものにかぎる。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

国立療養所宮古南静園 会計班 会計係

電話番号 0980-72-5321 内線217

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、国立療養所宮古南静園のホームページから入手するものとする。
尚、インターネットに接続できない場合は、以下の場所でも交付する。ただし、入札説明書の
郵送又はファクシミリによる入手申し込みは認めない。

交付期間:平成30年 9月10日(月)～ 9月28日(金)までのうち、閉庁日を除く毎日
9時00分～17時00分までとする。

入手方法:国立療養所宮古南静園のホームページで入手可能

(アドレス: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/miyako)

交付場所:上記(1)の場所

(3) 競争参加資格確認書類、誓約書、申立書、自己申告書の提出期限

平成30年10月 2日(火)17時00分

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成30年10月 4日(木)16時00分までに電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成30年10月4日(木)16時00分まで持参すること。
(郵送の場合の受領期限も上記の日時まで必着とする)

開札は、平成30年10月5日(金)13時30分、国立療養所宮古南静園第三会議室で行う。

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、別紙の暴力団に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また入札に参加した者が(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

最低落札方式とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による

別紙

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

入札説明書

国立療養所宮古南静園の政府調達に係わる入札公告（平成30年9月10日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1. 支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

◎ 調達機関番号 017

◎ 所在地番号 47

2. 調達内容

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 調達件名 | 3次元眼底像撮影装置一式外2点 |
| (2) 数量・特質等 | 入札仕様書による |
| (3) 履行場所 | 国立療養所宮古南静園 |
| (4) 履行期間 | 契約締結日～平成30年11月30日 |
| (5) 入札の方法 | |

入札金額は総価で行う。落札者の決定は、最低入札価格落札方式をもって行う。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は競争に参加する資格を有さない。

- ① 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者。
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者。

（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）

- (ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (ロ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたもの。

- (イ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (カ) 前号各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (3) 平成28年～平成30年度全省庁統一の一般競争参加資格において、開札時までに「物品の販売」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規程に基づき、当施設において定められた資格を有する者であること。
- (5) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③ 船員保険 ④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては、当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4. 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙3により事前に申し出る必要がある。また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成30年10月 4日（木）16時00分

（電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。）

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の受領期限

平成30年10月4日（木）16時00分

(郵送の場合の受領期限も上記の日時までには必着とする)

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒906-0003

沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

国立療養所宮古南静園 庶務課会計班 会計係

電話番号 0980-72-5321 (内線217)

③ 入札書の提出方法

(イ) 入札書は別紙1の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は照合)及び「平成30年10月5日開札[国立療養所宮古南静園3次元眼底像撮影装置一式外2点入札書在中]と朱書きしなければならない。

(ロ) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

④ 郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の表書きに平成30年10月5日開札[国立療養所宮古南静園3次元眼底像撮影装置一式外2点入札書在中]の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4(2)②宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話差の他の方法による入札は認められない。

(3) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② (1)③(ロ)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

③ 入札公告で定める資格の有無についての確認を受けていない者が提出した入札書は無効とする。

④ 所定の様式によらずまた捺印がない入札は無効とする。

⑤ 入札金額の記載が不明な入札書は無効とする。

⑥ 入札金額の記載を訂正した入札書は無効とする。

⑦ 競争参加者(代理人を含む。)の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の判然としない入札は無効とする。

⑧ 誤字・脱漏・汚染・塗沫等により文字が不明な入札書は無効とする。

⑨ 明らかに連合と認められるものの入札は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続を終了しておかななければならない。

技術資料の提出等入をシステム上でおいて行う場合には、当初の手続きをする

時点までに委任の手続を完了させておくこと。

なお、電子調達入札においては、副代理人による応札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までには別紙2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札者以外の者の入札場への立入の禁止

入札者でない者は、入札会場へ立入ることができない。

5. 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成30年10月5日（金）13時30分

国立療養所宮古南静園第三会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に係る委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむ得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取り扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

(5) 再度入札後の入札取消し

再度入札をして、なお予定価格に達しないときは、この入札を打ち切ることができる。

(6) 入札金額

入札書に記載する書面上の金額は、消費税を含まない金額とする。

6. その他

(1) 競争手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書 3 の競争参加資格を有することを証明できる書類及び別紙 3 を平成 30 年 10 月 2 日（火）17 時 00 分までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 落札者の決定方法

最低落札方式とする。

- ① 本入札説明書 4（1）に従い、書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書 3 の競争参加資格及び仕様書の要求する要件のすべてを満たし、当該入札者の入札価格が、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべきものが二人以上あるときは、直ちに当該入札者に「くじ」をひかせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接「くじ」をひくことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わって「くじ」を引き、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。
- ④ 最低の入札価格が予定価格に比べて著しく低く、その価格によって契約することにより、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるとき、または、公正な取引の秩序を乱す恐れがあるときは、会計法の規定に基づき落札者を決定しないことができる。

(4) 落札金額

入札書の記載金額に消費税(8%)相当額を加えた金額とする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書の案を交付するので記名捺印し 7 日以内に送付すること。
- ③ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、契約書の案を交付するので記名捺印し、まずその者が契約書に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ④ 上記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約相手方に送付するものとする。
- ⑤ 支出負担行為担当官が、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しないものとする。

(6) 代金内訳書の提出

落札者は、落札決定の日から 7 日以内に代金内訳書を提出すること。

(7) 支払条件

支払条件に関する詳細は、上記（５）の契約書に定めるものとする。

（８）入札説明会の日時及び場所

入札説明会は特に実施しないので不明な点等があれば４（２）②まで問い合わせること。

（９）障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

●ヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル）
017-731-3177（IP電話等をご利用の場合）

●ホームページ <https://www.geps.admix.go.jp/faq/all/>

但し、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、４（２）②の入札書の提出場所に連絡すること。

Ⅱ その他

１．その他の詳細規定

上記Ⅰによるものの他、この一般競争入札に参加する場合において了知することとする。

２．役務の保証

落札者は、物品販売契約について、自己に代わって自ら当該販売を保証する他の業者を保証人として立てなければならない。また、保証人は同一競争入札参加者又は支出負担行為担当官の承認を受けた者に限ることとする。ただし、支出負担行為担当官が必要ないと指示したときは、この限りではない。

３．異議の申し立て

入札をした者は、入札後この入札説明書・仕様書及び機器等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

４．入札予定日は、変更することがある。

別紙1

入 札 書 (回 目)

件 名 3次元眼底像撮影装置一式外2点

入 札 金 額 金 _____ 円也

仕様書、入札説明書等を全て熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平 成 年 月 日

(住 所)
(氏 名)
(代表者)

代理人

⑩

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

別紙2

委任状

私は、
ます。 を代理人と定め、下記の入札に関する権限を委任し

記

1. 件 名 3次元眼底像撮影装置一式外2点
2. 実 施 場 所 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
国立療養所宮古南静園
3. 代理人使用印鑑



平成 年 月 日

委任者(住 所)
(商 号)
(氏 名)

⑩

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

別紙3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

住 所
商号又は氏名
代 表 者 名

㊞

電子調達入札案件の紙入札での参加について

貴園発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

別紙 4

競争参加資格確認関係資料

- ① 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ② 暴力団に該当しない旨の誓約書
- ③ 保険料納付に係る申立書
- ④ 厚生労働省所管法令違反に係る自己申告書

3次元眼底像撮影装置仕様書

(構成内容)

1. 3次元眼底像撮影装置（本体）1台
2. 3D OCT-1用PC 1台
3. 電動光学台 1台
4. OCT周辺機器専用ラック 1台
5. レーザープリンター 1台

(調達物品の備えるべき技術要件)

1. 眼底断層像撮影部位をカラー眼底画像上で特定することにより、疾患部位の正確な診断が可能となること
2. ノンジョイスティックによりコントロールパネルをタップ※するだけで操作・撮影できるオートメーション機能を有し、短時間で撮影できることにより、検査時間の短縮及び患者負担の軽減を図ることが可能であること
3. 撮影範囲は12mm (H) ×9mm (V) 以上の撮影が可能であること
4. 撮影結果を日本人正常眼データベースと比較することで、網膜疾患の定量的評価、早期発見が可能であること。
5. OCT撮影とカラー眼底撮影を同時に行えること
6. 撮影後に自動で解析結果を表示できること
7. コントロールパネルの位置が変更でき、検者の位置を被検者の対面、横、後ろ、と選択ができること。
8. X・Y・Z方向のオートアライメント、オートフォーカス、オートシャット等の機能を有すること
9. 眼底断層像の撮影速度が50,000A-scan/sec以上であること

※タップとはコントロールパネル上にソフト的に表示されるボタンを押す動作を指す。

スペキュラーマイクロスコープ仕様書

(構成内容)

1. スペキュラーマイクロスコープ1台

(調達物品の備えるべき技術要件)

1. 撮影倍率は254倍であること(コントロールパネル上)
2. 撮影範囲は0.25mm×0.55mmであること
3. 角膜厚の測定ができること。
4. 撮影画像は左右眼各3画像であること
5. コントロールパネルをタップ※するだけで操作、撮影できること
6. 撮影後に自動で解析結果を表示できること
7. コントロールパネルの位置が変更でき、検者の位置を被検者の対面、横、後ろ、と選択ができること。
8. 電源電圧は交流100V 50/60Hzであること
9. 電源入力は70-120VAであること
10. 寸法は286~468mm(W)×445~592mm(D)×486~681mm(H)であること
11. 質量は17kgであること

※タップとはコントロールパネル上にソフト的に表示されるボタンを押す動作を指す。

自動視野計仕様書

(構成内容)

1. 自動視野計 1台

(調達物品の備えるべき技術要件)

I. 機器仕様

1. 視標提示 投影式であること。
2. 視標色 白、赤、青、緑で表示できること。
3. 視標サイズ ゴールドマンⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ相当であること。
4. 視標最大輝度 $3,183\text{cd}/\text{m}^2$ (10,000 A s b) : 白以上であること。
5. 視標提示時間 0.2秒以上であること。
6. 視標提示間隔 0.6~3.3秒で自動対応であること。
7. 背景輝度 白 : $10\text{cd}/\text{m}^2$ (31.5Asb)、黄 $100\text{cd}/\text{m}^2$ (314.2Asb) であること。
8. 検査距離 300mm であること。
9. 最大測定範囲 80° 以上であること
10. 外部インターフェース USB (プリンター、外部記憶装置) と接続可能であること。
11. 固視標 橙色LEDであること。
12. 固視監視 Heijl-Krakau 法、固視監視モニター、ゲイズモニターにより中心固視の固視監視が可能であること。
13. 印刷 USB 接続可能なプリンターであること。
14. 操作画面 タッチパネル式カラー液晶モニターであること。
15. データ保存 内蔵フラッシュメモリ (容量約 40,000 検査分) 又は外部出力 (USB 記憶装置、ネットワーク上のフォルダー) によりデータ保存が可能であること。
16. 進行補助 音声で進行補助が可能であること。
17. あご載せ作動 電動式であること。

II 検査仕様

1. スクリーニング ①プログラム 標準、精密、中心、周辺、緑内障、半盲、中心#1、中心#2のプログラムが可能であること。
②測定方法 2ゾーン、3ゾーン、4ゾーン、暗点の定量化の測定方法が可能であること。

※輝度ステップ 5db/確率値 (p 値) クイックモードを有すること

と。

2. シュプラ ①プログラム 標準、マクラ、マリオット、任意部位、D-Tesst、エスターマン
両眼のプログラムが可能であること。
②測定方法 単一輝度2ゾーンで測定可能であること。
3. 閾値 ①プログラム 中心1、中心2、経線、周辺、マクラ1、マクラ2のプログラムが可能であること。
②測定方法 全点閾値、クイック1、クイック α 、クイック2、スーパークイックで測定可能であること。
4. 動的検査 ①プログラム イプター標準、イプター+スクリーニング1、イプター+スクリーニング2、イプター+閾値のプログラム可能であること。
②測定方法 自動、マニュアルで測定可能であること。
5. カスタム プログラム サークル閾値、1ポイント閾値、象限別閾値、任意閾値○、任意閾値#、任意スクリーニング○、任意スクリーニング#がプログラム可能であること。
6. 眼底対応視野 オプションソフトにて眼底画像と組み合わせた視野検査が可能であること。
7. 中心窩閾値 閾値中心1、中心2、イプター+閾値で検査が可能であること。

Ⅲ 解析

1. 閾値検査解析 グレイ/カラースケール、3D表示(HillofVision)、合計値、象限別合計値、緑内障病期分類(8段階)、GHT(GlaucomaHemifieldtest) Anderson分類、AGIS(TheAdvanced Glaucoma Intervention Study) VFI(Visual Field Index)、トータル偏差、パターン偏差、MD(Mean Deviation)、PSD(Pattern Standard Deviation)、ハビーカーブ(トータル偏差、パターン偏差、MD、PSDは、実測値とp値表示)の検査解析が可能であること。
全解析データ(スケール、閾値、トータル偏差p値、パターン偏差p値、ハビーカーブ)グラフ表示(MD、PSD、VFI(Visual Field Index)、AGIS、CIGTS、象限別TD、分類、Anderson、ボックスプロット)の経時変化が解析できること。

2. 視野障害等級判定支援 判定に必要な値を自動算出、表示する機能を有すること。
3. 比較 閾値、スクリーニング、シュプラにおいて、2回の検査結果を比較可能であること。
4. 合成 閾値、スクリーニングにおける中心検査と周辺検査、及びイプターと閾値、スクリーニングの中心検査を合成可能であること。
5. 表示 同一患者の同日に行われた両眼の結果を並べて表示できること。
同一患者の4回の結果(両眼/片眼)を並べて表示できること。
6. 患者情報入力 ID、名前、生年月日、性別、矯正、視力、病名、担当医、コメントを入力できること。
7. データベース 患者IDリスト表示、全リスト表示、検索機能、ID抽出機能を有すること。
8. データ保存 内蔵フラッシュメモリに約40,000検査分のデータ保存が可能であること。

物品購入契約書

下記の物品の購入について、支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園 事務長 大石 和男（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条項により契約を締結する。

なお、現品を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用は、契約金額中含むものとする。

また、本契約は総価による契約とし、契約額は下記のとおりとする。

品名	メーカー・規格等	数量	単位	税抜金額	ほか消費税等	備考
3次元眼底像撮影装置 一式 外2点			式			

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た金額である。

この契約にかかる契約保証金は免除する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（納入場所及び期限）

第2条 現品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 国立療養所宮古南静園
納入期限 平成30年11月30日

（納品検査）

第3条 乙は、現品を納入しようとするときは、社用納品書等任意様式により甲の指定する検査職員に報告するとともに、予め希望日時、場所、品名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

- 2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。
- 3 納入現品は、全て甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
- 4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転及び危険負担）

第4条 納入現品の所有権は、甲が、検査の結果、合格品と認め、検印を押捺し、合格品を受領し、乙にその受領証を交付したときに移転する。

- 2 所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。
- 3 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（不合格品引取）

第5条 乙は、検査の結果不合格となったときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

- 2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

（納期の有償延期）

第6条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

（納期の無償延期）

第7条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認められたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

（契約の解除等）

第8条 甲は、乙が次の各号に該当する事由が生じたときは本契約を解除することができる。

- (1) 第6条及び第7条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他

不正行為があると認められるとき。

(5) 乙が本契約条項に違反したとき。

- 2 前項の(2)を除く各号の規定により甲が契約を解除したとき、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させることができる。
- 3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第9条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けたときは、乙にその損害を賠償させることができる。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認められた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第10条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む)。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
 - 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(契約金額の支払)

第11条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。

- 2 甲は、乙より適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(円未満端数切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。但し、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項但し書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第15条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(不当介入に関する通報・報告)

第16条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第17条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第18条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
 - 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(秘密の保持)

第19条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(瑕疵担保)

第20条 甲は、納品後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、乙に期限を指定して他の良品と引換えさせ、或いは修理させ又はこれと合わせて損害賠償金を支払わせることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園 事務長 大石 和男 印

乙

印